

都市再生整備計画(第3回変更)

あかほ
赤穂地区

ながの こまがねし
長野県 駒ヶ根市

平成29年12月18日

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	長野県	市町村名	駒ヶ根市	地区名	赤穂	面積	1006.9 ha
計画期間	平成 26 年度 ~ 平成 29 年度	交付期間	平成 26 年度 ~ 平成 29 年度				

目標
<p>大目標 安全・安心で快適な生活環境の整備と豊かな自然を守り育て、魅力的なまちの創造</p> <p>小目標① 住宅地に残された貴重な自然平地林を次世代に継承し、豊かな自然環境の保全と自然保護意識の高揚。</p> <p>小目標② 通学路線を中心とした生活道路の整備と公共施設の耐震化による緊急・災害時の安全性の向上。</p> <p>小目標③ 市民と行政による協働のまちづくりの推進。</p>

目標設定の根拠
<p>まちづくりの経緯及び現況</p> <p>●まちづくりの経緯</p> <p>本市は、長野県の南部に位置し、西に中央アルプスと東に南アルプスに挟まれた総面積165.92平方キロ、人口33,693人(H22年国勢調査)で、伊南4市町村(駒ヶ根市、飯島町、宮田村、中川村)の中核市として、伊南地域の振興を図り、アルプスの山並みと清流が豊富な大自然の恵み溢れる地域である。赤穂地区は、南北に縦断する国道153号線と、中央自動車道の間に位置し、宅地と農地が混在する農村集落地域である。</p> <p>本年度策定した駒ヶ根市第4次総合計画(平成26年度ー平成35年度)では、「ともに創ろう!笑顔あふれるまち 駒ヶ根」を合言葉に、「愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市」の創造を基本理念(将来像)とし、その将来像を実現するために①「豊かな自然を守り、快適に暮せるまちづくり」、②「災害に強い安全・安心のまちづくり」、③「活力あふれる産業のまちづくり」、④「子どもたちが夢と希望にあふれるまちづくり」、⑤「健康で安心して暮せるまちづくり」、⑥「ともに学び、文化を育むまちづくり」、⑦「市民が主役のまちづくり」の7つの柱を掲げております。基本理念や基本目標を市民と行政が共有し、協働してまちづくりを進める計画となっています。</p> <p>●現況</p> <p>地区内には、住宅地に残された野草や野鳥が生育する貴重な自然平地林があり、地域住民と行政が一体となり環境保全活動を実施している。この自然平地林の役割や環境教育、市民の憩いの場として利活用を検討しながら、この自然環境を次世代に継承していく必要がある。</p> <p>また、本地区には、県内有数の児童・生徒を誇る大規模小中学校が立地しており、通学路に指定されている生活道路は、一部幅員が狭いため、交通量の多い時間帯の通行は、通学児童・生徒にとって非常に危険な状態であり、安全な歩行空間を確保するため、道路の拡幅や歩道整備等を計画的に進める必要がある。</p> <p>また、地域防災計画に定める避難施設の一部は、築40年以上が経過した施設もあり、老朽化が著しく耐震面や機能面からも避難施設として十分に活用できる状況になく、非常時における地域住民の安全を確保するため、市民体育館の耐震化を早急に取組む必要がある。</p>
課題
<p>○住宅地に、野草や野鳥の観察などに適した貴重な自然平地林があり、自然環境の保全が求められている。一方で平地林周辺の住環境の整備が不十分なこと、また平地林へアクセスするための道路整備が必要である。</p> <p>○地区内に立地する小中学校の通学路として指定されている生活道路は、歩道整備が一部未整備のため、児童・生徒の登下校時における歩行者の安全性を確保する必要がある。また小中学校のグラウンドや体育館などは、災害時の緊急避難施設に指定されており、緊急時には、地域住民が安全に避難施設へ移動できるよう道路整備等が必要である。</p> <p>○今後予想される東海地震、南海トラフ地震等や、局地的な豪雨による土砂災害、水害等の非常時における救援・復旧活動の拠点となる市民体育館の耐震改修を早急に進める必要がある。</p>
将来ビジョン(中長期)
<p>【駒ヶ根市第4次総合計画】(平成26年度ー平成35年度)</p> <p>基本理念:「愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市」の創造</p> <p>基本目標:【防災・防犯】「災害に強い安全・安心のまちづくり」 :【都市基盤整備・景観・環境保全】「豊かな自然を守り、快適に暮せるまちづくり」</p> <p>基本政策:①「安全に暮せるまちづくりを進めます」 基本政策:①「人にやさしい快適な生活環境をつくります」 ②「豊かな自然環境を守り育てます」</p>

目標を定量化する指標							
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
自然観察会参加者数	人	自然観察会への参加者数	十二天の森の環境整備を図ることにより、身近な自然を満喫してもらう。	100	H24	150	H29
自然・共生に対する市民意識調査における満足度ポイント	Pt	地域住民アンケートで「自然の大切さを学び伝える機会に恵まれている」という満足度の問いに対する評価	十二天の森の環境整備を図ることにより、自然保護意識の高揚を図る。目標値(従前値の3%増し)	3.03	H23	3.12	H29
道路環境に対する市民意識調査における満足度ポイント	Pt	地域住民アンケートで「道路は歩行者にとって安全である」という満足度の問いに対する評価	通学路等の整備を行うことにより、道路環境の向上を図る。目標値(従前値の3%増し)	2.74	H23	2.80	H29
協働のまちづくり支援事業の支援団体数	団体	計画期間内に、市民団体等による公益的・公共的な事業に対して補助支援した新規団体数	協働のまちづくり事業を活用した、市民団体等によるまちづくりの推進を図る。目標値(1年に1団体)	0	H25	4	H29
安全性・安心度に対する市民意識調査における満足度ポイント	Pt	地域住民アンケートで「地域に安心できる防災の仕組みがある」という満足度の問いに対する評価	公共的な施設の耐震化を進めることによる、防災機能の強化を図る。目標値(従前値の3%増し)	3.15	H23	3.24	H29

都市再生整備計画の整備方針等

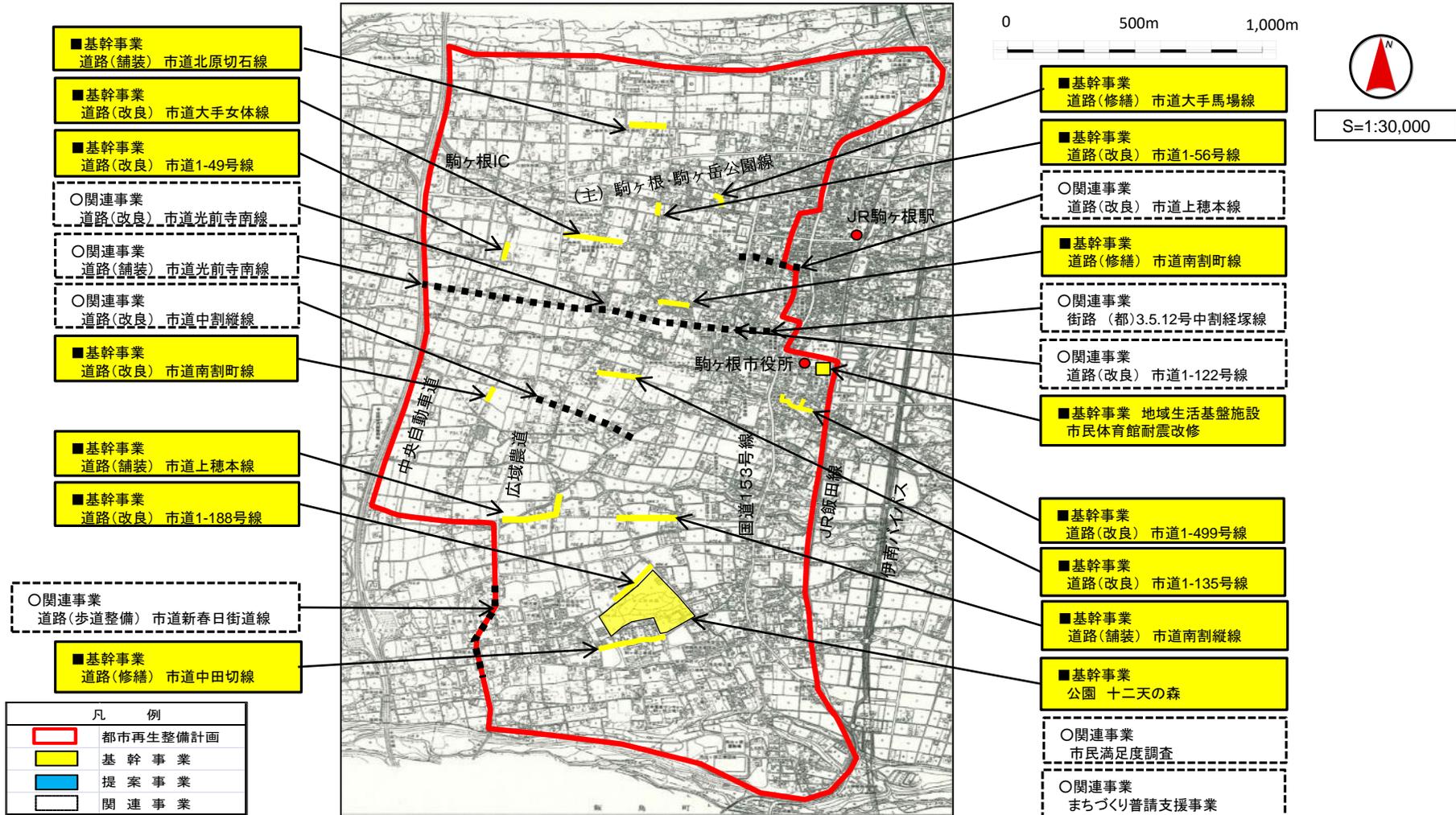
計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>・住宅地に残された貴重な自然平地林を次世代に継承し、豊かな自然環境の保全と自然保護意識の高揚。</p> <p>①十二天の森の活用を恒久的なものとするために用地を取得し、動植物の生態観察など、自然への親しみをより深めることのできる公園整備を図る。</p> <p>②公園へのアクセスを容易にするための周辺道路整備を実施する。</p>	<p>【基幹事業】</p> <p>公園事業：十二天の森</p> <p>道路事業：市道 中田切線</p> <p>道路事業：市道 1-188号線</p>
<p>・通学路線を中心とした生活道路の整備と公共施設の耐震化による緊急・災害時の安全性の向上。</p> <p>①通学路として指定されている生活道路の改良や歩道整備を実施する。</p> <p>②平常時には地域の交流拠点として、非常時には地域の防災活動の拠点として利用可能な市民体育館の整備を図る。</p>	<p>【基幹事業】</p> <p>道路事業：市道 大手女体線</p> <p>道路事業：市道 1-49号線</p> <p>道路事業：市道 1-135号線</p> <p>道路事業：市道 南割町線(改良)</p> <p>道路事業：市道 1-56号線</p> <p>道路事業：市道 南割町線(修繕)</p> <p>道路事業：市道 大手馬場線</p> <p>道路事業：市道 1-499号線</p> <p>道路事業：市道 南割縦線</p> <p>道路事業：市道 上穂本線</p> <p>道路事業：市道 北原切石線</p> <p>地域生活基盤施設：地域防災施設(市民体育館)</p>
<p>・市民と行政による協働のまちづくりの推進</p> <p>①道路環境改善や環境保全活動など、市民と行政の協力によるまちづくり活動の推進。</p>	<p>【(参考)関連事業】</p> <p>まちづくり活動推進事業：まち普請支援事業</p>

その他

- 交付期間中の計画管理については、庁内プロジェクトチームを組織し、横断的な発想で事業を検討・検証していくこととする。
- 舗装修繕事業の実施にあたっては、毎年自治組合からの要望箇所について、現地調査を行い、その必要性及び緊急度を精査したうえで実施する。
- まち普請支援事業は、平成20年に制定した「協働のまちづくり条例」の規定に基づき、市民団体等が自主的に協働のまちづくりを推進するため、市民団体等が自主的・主体的に行う公共的・公益的活動に対して補助を行うものである。
- 事業終了後の継続的なまちづくり活動について
 - ・事業効果の検証及び事後評価を行い、今後のまちづくりに反映させる。
 - ・事後評価の達成度については、市ホームページ等で市民に周知する。

赤穂地区(長野県駒ヶ根市) 整備方針概要図

目標	安全・安心で快適な生活環境の整備と豊かな自然を守り育て、魅力的なまちの創造	代表的な指標	自然観察会参加者数 (人)	100 (H24年度)	→	150 (H29年度)
			道路環境に対する市民意識調査における満足度ポイント (Pt)	2.74 (H23年度)	→	2.8 (H29年度)
			協働のまちづくり支援事業の支援団体数 (団体)	0 (H25年度)	→	4 (H29年度)



社会資本整備総合交付金チェックシート

(都市再生整備計画事業等タイプ)

計画の名称: 赤穂地区 事業主体名: 駒ヶ根市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①都市再生基本方針との適合等	
1)まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
2)上位計画等と整合性が確保されている。	○
②地域の課題への対応	
1)地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
2)まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1)目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2)指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3)目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
4)指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
5)地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
④事業の効果	
1)十分な事業効果が確認されている。	○
2)事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤地元の熱意	
1)まちづくりに向けた機運がある。	○
2)住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
3)継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
⑥円滑な事業執行の環境	
1)計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○
2)交付期間中の計画管理(モニタリング)を実施する予定である。	○
3)計画について住民等との間で合意が形成されている。	○